

会議結果報告書

令和2年10月23日

会議の名称	令和2年度第3回志木市介護保険運営協議会
開催日時	令和2年10月23日（金）10時00分～11時45分
開催場所	志木市総合福祉センター 401・402室
出席委員	渡辺修一郎会長、佐藤陽副会長、西野博喜委員、中村勝義委員、 西川留美加委員、金野理恵委員、宮下博委員、清水正明委員、 前田喜春委員、尾上元彦委員、原藤光委員、 (計11人)
欠席委員	岩崎智彦委員、大島文枝委員 (計2人)
説明員	長寿応援課 的場裕行課長 奥田和治副課長 渋谷幹彦主幹 (計3人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第8期計画骨子(案)について(資料1) (2) 第8期計画(素案)について(資料2) 4 その他 5 閉会
結果	別紙審議内容の記録による。 (傍聴者1人)
説明員職員	村上孝浩福祉部長、的場裕行課長、奥田和治副課長、渋谷幹彦主幹、 佐藤潤子主査、斉藤久美子主査

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）第8期計画骨子(案)について

<説明員>

前回の本会にて国の基本方針から作成した本市計画の骨子案のご説明をしたが、委員の皆様のご意見を踏まえ修正を加えた。骨子には、基本指針における重要事項や本市の高齢者等実態調査調査等から分析された課題を記載しており、これを踏まえて計画素案を作成している。本議事において骨子を確定し、次の議事である素案の検討に移りたい。

前回からの修正箇所について、例えば「調査結果を踏まえた課題の抽出」について、健康状態や生きがい等の度合いの高い方が幸福度も高い。つまり介護予防や生きがい、健康づくりへつながる施策の展開が必要という課題がわかるが、それに「就労を含む社会参加」を加えた。これは「高齢者の就労については、生きがいを求める就労と生活維持のための就労等多様に受け止められ、それを支える仕組みの開発や充実等を課題として捉えるべきではないか」という委員の皆様のご意見を踏まえ、生きがいとしての就労や社会参加について、今後取り組むことを明記するものである。また、緊急時や災害時における高齢者福祉サービスの充実を求める意見が調査結果では多かったため、サービスの充実や重点化の促進という課題のあることがわかるが、機器や制度の充実のみならず、地域住民の協力体制による支援や環境の整備を今後の重点課題として付け加えた。これも委員の「防災あるいは防犯に対する捉え方は、地域との関わりの中で考える必要があるのではないか」というご意見を参考にしたものだ。このように、委員の皆様のご意見は、計画骨子の段階から反映をさせ、本会議の参画による計画として施策を展開するための取組に反映したいと考えている。

<質疑応答>

（特になし）

（2）第8期計画（素案）について

<説明員>

今回提示した計画（素案）は初案のため空白部分が多いが、基本的構成は前回の本会にて説明をした通りである、

基本構成については策定支援事業者より説明する。

策定支援事業者)

計画の構成は6章立てにしている。第1章「計画の策定にあたって」として計画の概要を、第2章で現状と課題、第3章は将来予測として時系列で現状と将来を分けた。4章に「計画の基本的な考え方」、として施策の体系を進めていく上での流れをまとめ、前計画から構成を変更した。このように現状と課題、将来を分けたことと計画の基本的な考え方を加えた点が前計画からの大きな変更点となっている。

説明員)

素案に記載した内容のうち主な事項について説明する。

まず第7期計画の総括として評価をしている。これは骨子における7期計画からの課題を文章化したもので、第7期計画を統括的に評価することを目的に記載している。また「第8期計画に向けた課題の整理」として骨子において整理された課題をまとめて記載している。

第8期計画期間における施策の方向性や施策に対応する各事業の内容については、第5章以下に記載することになるが、本市の主な取組に記載する対象事業については、今年度新設した各所属課の実務担当者による会議である高齢者保健福祉計画等庁内検討会議において選定を行った事業を記載する予定である。基本目標2については社会参加、生涯現役、地域活動への参加、生きがいにおいて相互に関連するものであるが、計画記載上はある程度の方向性を持って事業展開していく方がイメージしやすいというところから、施策として「社会参加と生涯現役の推進」「地域活動への参加と生きがいづくり促進」とした。

委員) 計画とはそもそも課題に対して、行政が何をするかという視点のものなのか。個人はどのようなことをすればよいのか、地域は何を求めているのか、その上で行政は何をするのかという考え方はできないか。

説明員) 住民がいなければ地域は成り立たない、地域がなければ自治体も成り立たないので、当然行政が主体となる部分もあるが、住民の皆様が考え、役割として持っていただく、あるいはご注意いただき、感じていただくというような意識付けや行動付けを促進し、後押し、援助するような施策や事業の方向性を示していければと考えている。

委員) 第2章の「第8期計画に向けた課題の整理」の「主な課題」にはない課題が「課題対応の可能性」には記載されている。紙面上の問題なのか。

説明員) 単純に作成の段階で記載されていないとご解釈いただきたい。内容は精査する。

委員) 社会福祉法の一部改正で、地域共生社会に向けての重層的支援体制整備事業が始まり、従来の分野別の予算が一本化できるようになる。任意の取組なので志木市は申請する予定はあるか。

説明員) 地域包括ケアシステムの所管課が共生社会推進課のため、来年度の予算編成については、現時点情報を得ていない。

委員) 参考資料の「相談支援体制の強化」に、共生社会推進課による「基幹福祉相談センターの活用」とあるが、これは高齢者あんしん相談センターのことか。

説明員) 基幹福祉相談センターは本年10月からスタートした、高齢者あんしん相談センターとは全く別の相談機関である。基幹福祉相談センターについては3つの機能がある。後見支援、障がい者支援、生活困窮における生活支援の横断的な取組として、各担当課でその後の援助、あるいは相談が受けられる場合には、連携によって対応する仕組みを現在構築している。

委員) 例えば高齢者と生活している家族の関係の問題等、色々な問題を抱える世帯に、介護保険計画として目を向けつつ、家族への配慮も連携して世帯を見守っていくことが必要だと思う。また、地域福祉計画が福祉計画の上位計画なので、地域福祉計画に記されているものを機能させるべき。また基本目標2と3は、住民との地域づくりの側面が強いと思われる。計画に掲載予定の事業を全体的に見たとき、行政計画としての狭い部分が感じられるため、住民の方たちに多く参加していただき、ご協力いただくことを理解いただく計画にして欲しい。

説明員) 本市の地域福祉計画は令和2年に第4期の計画が策定されている。第4期地域福祉計画の中では、重点的な取組として包括的相談支援体制の整備が掲げられ、10月に基幹福祉相談センターが設置された。従来の障がい者の問題、高齢者、子ども、生活困窮者の問題は、行政の中では別々の担当課がそれぞれ所管しており、問題を抱えた方がいくつもの相談窓口に行かなければならない状況があった。また、8050問題や介護と育児の問題等、複合的な課題にも十分対応しきれなかったという状況があった。そうした従来の制度を越えた問題、あるいは支える側・支えられる側という壁を越えて、新たな仕組みを作ることが目的である。今後はいかに関係機関を越えて、必要な人に合った施策につないでいくのかということが重要であり、例えばコーディネーターの育成や地域の市民力を活用した重層的な支援が課題であり、今後の計画の中でも整合を図って取り組んでいきたい。

委員) 今のご説明がもう少し伝わるような記述をされるとよいのでは。住民の立場からは、今後ダブルケアの問題等、いくつもの課題が1つの世帯の中に起こってくる。これは高齢者の計画だが、そのような部分にも目を向けて、市全体として取り組んでいるということ、地域の方たちにもわかってもらいたい。住民としてできることをする、ということを進めていかないとサービスありきの誤解を与えてしまい、住民は行政頼みだけになってしまうと思う。

委員) 計画の中で基幹福祉相談センターをどう位置付けるのか非常に疑問に思っている。確かに立ち上がったばかりなので、計画の中で詳細を記するのは難しい部分もあるが、施策の一つである「高齢者あんしん相談センターの機能強化」であれば、高齢者あんしん相談センターの機能の一部を基幹福祉相談センターが肩代わりし、高齢者の施策についてもイニシアチブをとっていくというようなことも考えられる。ワンストップサービスというのは市民側からはわかることだが、本当に相談できる相手なのか見えてこない中で、基幹的な機能を十分に活かしているということを書いてもらいたい。

説明員) 基幹福祉相談センターは、今年度の新規事業として、本市においても重点的に取り組んでいる事業のため、担当課としっかり連携をして対応をしたい。高齢者あんしん相談センターは本市で5か所あるため、連携し重層的な問題や複合的な問題においても対応できるような仕組みを構築できるように計画内でも記載したい。

委員) 我々は地域のコミュニティづくりの立場になるため、記載事業に取りあげて欲しい点としてコミュニティスクールという組織がある。

議長) 高齢者等実態調査報告書の自由記述欄に、交通関連施策整備としてデマンド交通についての市民からの意見がある。例えば500円の料金が高い、あるいはTMG朝霞医療センターとの往復に使えるようにしてほしい等、具体的な意見が出ていたが、庁内検討会議で値段をもう少し安くしたらどうかとか、対象を広げたらどうか等の議論はしたか。

説明員) ご指摘のデマンド交通については、所管課も庁内検討会議の委員のため、今後の事業としての充実を図っていくと計画の中では記載されると思う。高齢者の部野での移送、移動手段は、実態調査等から出た課題でも大きな部分であるため、デマンド交通は、重要な事業の1つであると認識している。なお、デマンド交通は現時点では施策「安全・安心な生活環境の整備と住まいの整備」に記載しているが、高齢者の移動の確保という点で考えるならば「在宅福祉サービスの充実」に記載していくことも考えられるので、各事業がどのような部

分に該当するのか、どういう記載をしていくのかについても、引き続き庁内検討会議で議論を深めていきたい。

議長) 庁内検討会議には、高齢者等実態調査報告は共有しているか。

説明員) 資料として提示した。

議長) 自由意見に具体的な要望等が出ているので、ぜひ関係課と共有して具体的な施策につなげて欲しい。

委員) 高齢者の外出支援、家に引きこもらず外に安心して安全に出ていける環境を作るのは、単なるインフラの整備だけでなく、地域がどのように受け入れていくかという視点も重要だと思う。デマンド交通も一つの手段であり、商店街を歩いたときに、安心して家から買い物ができる、荷物が多くなっても誰か助けてくれるような世の中を、どのように実現するかということが大きな課題だ。「地域支援事業の充実」という施策としてあげられているが、大きなウェイトを占めるのではと思う。特に地域住民の地域活動の拡大や社会参加を可能にするためには、実際に家庭から出ていただけるような環境を作る、デマンド交通等のハード的なものとは異なるソフト的な部分の充実も検討を深めて欲しい。

説明員) 施策「地域支援事業」は多岐にわたる。計画の案として記載する際には、ある程度の方向性をもたせたい。

説明員) 今後の介護保険制度について、団塊世代の方が後期高齢者になる2025年から、団塊ジュニア世代が65歳を超える2040年を見据えるとされていることから、高齢者を支えるサービスは、介護保険サービス以外のものについても充実させていく必要があると考える。

委員) 生活支援体制整備事業に関する事項を施策の中にとりあげるのはどうか。

委員) 第2章の「年齢3区別の人口数の推移」について、他市から転入した人口、件数はわかるか。介護保険認定調査会で審査員を行っている、転入者の審査数が少し目立ってきた印象があるため、将来的に転入者がどのくらいいるのか、動向も注意して見たほうがよいのでは。

委員) 学校教育の取組として、志木市は認知症サポーター養成講座を小・中学校で行う等、福祉教育の推進をしており、また社会福祉協議会でも同様の取組をしていると思う。高齢者世代と交流する機会を作り、親世代も巻き込んでいく世代間交流や多世代交流をするのも一案ではないか。高齢者と子ども達が関係を作り、地域への愛着を育てていくという点で、学校教育関係とも連携していくことが必要になるのではないか。

説明員) 計画への記載として施策「地域活動への参加促進」において、学社融合事業として小学校との共催で交流事業を実施している。また保育園における世代交流事業として、園児と地域住民の方々の交流の機会を作っていくという事業もあり、多世代交流についても事業展開を図っている。

説明員) 学校の空き教室を活用した高齢者の集いの場の事業は「いきがいサロン事業」で、このような交流の事業を紹介する機会にもこの計画を使いたい。

委員) 基本理念「地域で支え合い 笑顔とふれあいあふれる 福祉のまちづくり」は、その考え方を概要で説明し、理念に向かって個々の事業を推進するということになると思う。計画として全体のデザインが見えるということが大事だと思う。

議長) ポールウォーキング事業等は、世代間の相互支援になる事業だと思う。

委員) 施策「在宅生活の継続支援」の事業「緊急時連絡システム・高齢者見守り通報システム」については、一人暮らしが多くなっているため、救急医療情報キットの配布の拡充等と関連して行った方がよいのではないか。

説明員) ご指摘については、庁内検討会議等を通じて議論をした上で精査したい。

委員) 計画の中に「ふれあい」や「交流」等の言葉があるが、感染症の流行という状況下で、ふれあい交流するのは難しい状況にあると思う。その点についてどういう対策をして計画を進めていこうとしているのか。

説明員) 感染症流行下においても状況に応じたふれあいの事業を促進する環境を整えることが、行政の果たす役割と考えている。

議長) 感染症流行下で事業を進めるにあたり課題は多いと思うが、参考になるのが自立、参加、ケア、自己実現、尊厳という1991年の国連の高齢者のための国連原則で、事業を進めるにあたっては、この原則に留意することが必要だと思う。現場ではアクリル板を使った面会等も徐々に進んでいるため、今後も工夫しながら事業に取り組んで欲しい。

また「計画の位置づけ」に「老人健康法」とあるが、「老人保健法」の間違いである。

また、将来予測が今後記述されるとのことだが、数値の元はどのような方法で出すのか。

説明員) 第7期の計画から推計については、厚生労働省の「見える化」システムを使っている。将来人口の予測や認定率については、初期設定は社会保障・人口問題研究所が推計した数値を用いるが、現在の志木市の人口とのギャップを勘案しながら、高齢化の進展や認定率の推移について検討する予定だ。

議長) 感染症の影響により、通所系サービスで事業の運営に困っている等、事業所からの要望が出ているか。

説明員) 感染症の影響により4月と5月の通所系のサービスは若干利用が下がったが、訪問のサービスに関しては、新型コロナウイルスの影響は特に顕著には見られていない。

委員) 公共施設マネジメント等、様々な施設体系の見直しや再整備が進んでおり、従来活用していた体育施設が建て替えでなくなってしまうとか、高齢者が使っていた施設がなくなってしまう問題も生じている。介護保険事業計画の中で記述するものではなく、従来大型施設が必要ということではないが、施設の再整備や再配置を行うときに小規模でも良いので残していくとか、それに代わる機能をどこかに持たせるとか、そのような配慮も必要ではないか。

また、各地域単位で見ると外国人の方が多くなっている地域や東京から転入している方が多い地域、町内会すら設立できない地域等、様々なハンデを負っている地域も見えてくる。そのような地域を支え合う環境を作っていくのも重要になる。ソフト面でのつながりを作り、計画倒れにならないように展望を記述するべきだろう。

議長) 今の意見は今後の30年程度経過した後、大きな問題になると思う。住まいの問題にはなるが、急激に高齢化が進むところについては、特別養護老人ホーム等施設系のサービスが追い付いていかないと思う。そのため在宅ケアを充実させなければいけない課題になると思う。そのようなバランスの重要性を計画に盛り込んでいただきたい。

委員) 介護タクシーについて、以前は高齢者が頻繁に利用していたが最近誰も利用しなくなった。理由を聞くと評判が思わしくない。色々な種類のサービスを考えるのはよいが、質の問題もあると思う。質をどのように維持していくのかということ、今後の課題として考えていただきたい。外国の例では、市民がオンブズマンとしての組織を作り、行政サービスが適正に行われているかを評価したり、意見を出したりする組織があるそうだ。

説明員) ご指摘の通り量も大事だが、質を維持することも大事であるという認識は同じだ。実際問題どこまで把握できるかということもあるが、介護サービスについては実地指導等を福祉監査室と共同で行っている。また、苦情相談窓口は国保連と保険者である。感覚的には2か月に1回くらい割で事業者への苦情が寄せられているのは事実である。利用者と事業者双方の言い分を聞きながら解決できるよう図っている。外部の目を入れるような仕組みづくりは貴重なご意見だと思う。

議長) 保険者機能としての苦情処理は、実態調査と同様に大きな位置を占めると思う。統系的な分析としてまとめると活動の質を高めていくということにつながっていくと思う。

4 その他

<説明員>

「今後のスケジュール(案)」について、次回の本会議は今後のスケジュールを考慮して開催する。パブリックコメントの実施前までに審議する事項として「素案の検討」「地域包括支援センターの計画内における在り方の検討」「パブリックコメントの実施方法の検討」がある。パブリックコメントは12月の23日には実施したい。また、地域包括支援センターの在り方については地域包括支援センター検討部会と合同開催とし、また委員としては参加いただいていないが、地域包括支援センターせせらぎとあきがせの受託者であるALSO K介護をオブザーバーとして審議をしたい。

議長) 11月27日に第4回運営委員会を持つということではいかがか。

(異議なし)

5 閉会

以上